

保護者殿

東京都立日本橋高等学校長  
杉森 共和

## 学校感染症による出席停止について

学校保健安全法施行規則により、「学校において予防すべき感染症」(※裏面参照)には、出席停止期間が定められています。この期間は学校内での感染拡大を防ぐため、り患した生徒は登校できません。なお、出席停止の期間は欠席扱いにはなりません。これらの感染症の診断を受けた場合には、速やかに学校にご連絡ください。

また、医師より感染のおそれがないと認められ、再登校させる際には、下記2点をご提出ください。

- ① 登校許可証【保護者記入】
- ② 感染症に対して処方された薬の状況が分かるものの写し  
(薬剤状況提供書、おくすり手帳、薬袋 など)

----- きりとり -----

### 登校許可証

東京都立日本橋高等学校長殿

年 組 番 生徒氏名 \_\_\_\_\_

医師より下記病名の診断を受けました。

このため \_\_\_\_月 \_\_\_\_日 から \_\_\_\_月 \_\_\_\_日 まで欠席させましたが、医師より感染のおそれがないと認められ、登校可の指示が出ましたのでご連絡します。

病 名 \_\_\_\_\_

受診した医療機関名 \_\_\_\_\_

電話番号 \_\_\_\_\_

令和 \_\_\_\_年 \_\_\_\_月 \_\_\_\_日

保護者氏名 \_\_\_\_\_ (印)

担任へ提出 (担任はコピーを保健室へ)

「学校において予防すべき感染症」の種類と出席停止期間の基準  
(学校保健安全法施行規則第 18 条及び 19 条)

分類	病気の種類	出席停止の期間
第二種 感染症	<b>インフルエンザ</b> (特定鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く。)	発症した後 5 日(発症日の翌日から起算)を経過し、かつ、解熱後 2 日を経過するまで
	<b>新型コロナウイルス</b>	発症した後 5 日(発症日の翌日から起算)を経過し、かつ、症状が軽快した後 1 日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで、又は 5 日間の適正な抗菌薬療法による治療が終了するまで
	麻疹 (はしか)	解熱後 3 日を経過するまで
	流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺又は舌下線の腫脹 <sup>ちよう</sup> が発現した後 5 日を経過、かつ、全身状態が良好になるまで
	風疹	発疹が消失するまで
	水痘 (みずぼうそう)	すべての発疹がかさぶたになるまで
	咽頭結膜熱 (プール熱)	主要症状が消退した後 2 日を経過するまで
	結核	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
	髄膜炎菌性髄膜炎	
第三種 感染症	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎	(条件によっては出席停止の措置が考えられるその他の感染症)
	溶連菌感染症、A 型肝炎、B 型肝炎、手足口病、伝染性紅斑、ヘルパンギーナ、マイコプラズマ感染症、感染性胃腸炎など	